平成２３年（フ）第７３４号
千葉県流山市加１丁目1604番地　コーポ流山第２－Ｂ－１
債務者　吉田　清隆
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１０３４号
神戸市兵庫区荒田町２丁目８番７号
債務者　山下　忠幸
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０４７号
住民票上の住所　神戸市北区花山中尾台２丁目15番地の４
債務者　若林　裕治
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１６６号
神戸市東灘区住吉宮町１丁目２番18―410号、従前の住所神戸市東灘区魚崎北町５丁目１番８―401号
債務者　森　　哲也
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１８１号
神戸市兵庫区荒田町２丁目20番1302号、従前の住所神戸市兵庫区荒田町３丁目49番６号
債務者　田中　美保
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４９４号
名古屋市千種区京命１丁目３番44号　京命ビル501号
債務者　中島　　明
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８８号
熊本県下益城郡美里町遠野3100番地
債務者　米田　貴寿
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５９４号
熊本市世安町212番地
債務者　福原　英子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６０７号
熊本市水前寺５丁目26―29　田中アパート301号、住民票上の住所熊本市月出６丁目２番９号
債務者　小濵　美子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６１４号
熊本市小山５丁目17番72号　301号
債務者　森　　美枝
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６４５号
熊本市花園６丁目22番22―301号
債務者　倉岡　武志
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６４６号
熊本県上益城郡益城町大字寺迫1289番地４
債務者　髙山　　峻
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１５８号
山口市大殿大路133番地
債務者　葛原硝子店こと　葛原安太郎
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
山口市三和町２番19号
債務者　向井　定晴
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５１５号
静岡県磐田市宮之一色859番地２　コーポ白山Ｃ―201、前住所静岡県浜松市東区市野町1482番地の７
債務者　大塚　　明
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第７１５９号
大阪市平野区瓜破東７丁目２番２―45号
債務者　小林　米子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２７号
愛知県岡崎市青木町７番地12
債務者　鈴木美智子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係